

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案要綱

保険業法の特例として経過的に認められている社団法人等の行う保険業の果たす役割にかんがみ、当分の間、引き続きこれらの保険業を継続して行うことを可能とするとともに、保険契約者の保護等の観点から必要な規制を整備する必要がある。このため、保険業法等の一部を改正する法律の整備等を行うこととする。

一 認可特定保険業者に対する保険業法の特例

1. 特定保険業に係る保険業法の特例

保険業法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 38 号。以下「平成 17 年改正法」という。）の公布の際現に特定保険業（平成 17 年改正法による改正後の保険業であって、同法による改正前の保険業に該当しないものをいう。以下同じ。）を行っていた者（当該者と密接な関係を有する者を含む。）は、当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができることとする。

（平成 17 年改正法附則第 2 条第 1 項関係）

2. 認可特定保険業者の認可手続

（1）上記 1. の認可を受けようとする者は、平成 25 年 11 月 30 日までに所要の事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならないこととする。

（平成 17 年改正法附則第 2 条第 2 項関係）

（2）上記（1）の申請書には、定款、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書、下記（3）の基準に適合することを明らかにするために必要な事項を記載した書類等を添付しなければならないこととする。（平成 17 年改正法附則第 2 条第 3 項～第 6 項関係）

（3）行政庁は、申請者が一般社団法人又は一般財団法人であって、次に掲げる基準に適合すると認めるときは、上記 1. の認可をするものとする。

一般社団法人にあつては、理事会を置くものであること。

理事又は監事のうちに、保険業法に基づく免許等の取消し、業務廃止命令等を受けた法人等の役員であった者で、その処分の日から 5 年を経過しない者がいないこと。

申請者の行う特定保険業が、平成 17 年改正法の公布の際現に当該申請者又は当該申請者と密接な関係を有する者が行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められること。

特定保険業を的確に遂行するために必要な財産的基礎及び人的構成を有すること。

保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。等

（平成 17 年改正法附則第 2 条第 7 項関係）

3．認可取消業者に対する経過措置

上記1．の認可を受けて特定保険業を行う者（以下「認可特定保険業者」という。）がその認可を取り消された場合には、当該認可を取り消された日から原則として一年の間に、その引き受けた保険契約を移転し、又はその業務及び財産の管理の委託を行わなければならないこととし、当該期間における所要の監督規定を整備することとする。

（平成17年改正法附則第2条第10項～第13項関係）

4．認可特定保険業者に対する包括移転

平成17年改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者（一般社団法人又は一般財団法人である者を除く。）が、認可特定保険業者に保険契約の移転を行う場合における所要の規定を整備することとする。

（平成17年改正法附則第3条関係）

5．その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 認可特定保険業者に対する規制

1．業務

(1) 認可特定保険業者は、特定保険業及びこれに附帯する業務並びに保険代理業（以下「特定保険業等」という。）を行うことができることとし、これら以外の業務を新たに行うには、特定保険業を適正かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして行政庁の承認を要することとする。

(2) 認可特定保険業者は、保険料として收受した金銭その他の資産の運用を行うには、有価証券の取得その他の主務省令で定める方法によらなければならないこととする。

(3) 認可特定保険業者は、重要事項の顧客への説明、顧客情報の適切な取扱い、第三者に委託する場合における業務の的確な遂行等、業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないこととする。

（平成17年改正法附則第4条第1項・第2項関係）

(4) 認可特定保険業者は、特定保険業の健全かつ適切な運営又は保険契約者等の保護に資するものとして行政庁の承認を受けた場合を除き、子会社を保有してはならないこととする。

（平成17年改正法附則第4条第4項・第5項関係）

2．経理

(1) 認可特定保険業者は、特定保険業等に係る会計を他の業務に係る会計と

区分して経理しなければならないこととし、行政庁の承認を受けた場合を除き、特定保険業等に係る会計から他の業務に係る会計へ資金運用等をしてはならないこととする。

(平成17年改正法附則第4条第6項・第7項関係)

- (2) 認可特定保険業者は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する説明書類を作成し、その事務所に備え置き、保険契約者等の縦覧に供しなければならないこととする。
- (3) 認可特定保険業者は、毎決算期において、主務省令で定める方法により、責任準備金、支払備金及び価格変動準備金を積み立てなければならないこととする。
- (4) 認可特定保険業者(主務省令で定める要件に該当する者を除く。)は、保険計理人を選任し、保険料の算出方法等に係る保険数理に関する事項に関与させなければならないこととする。

(平成17年改正法附則第4条第1項・第2項関係)

3. 組織再編等

認可特定保険業者が行う保険契約の包括移転、事業の譲渡又は譲受け、業務及び財産の管理の委託、解散、合併並びに清算について、次に掲げる規定その他所要の規定の整備を行うこととする。

認可特定保険業者が、保険契約の包括移転、事業の譲渡又は譲受け、業務及び財産の管理の委託、解散並びに合併を行う場合には、行政庁の認可を要することとする。

認可特定保険業者が、保険契約の包括移転先となり、事業の譲受けを行い、又は吸収合併を行う場合には、当該移転・譲受け等に係る特定保険業が、これらを行う前に当該認可特定保険業者が行っていた特定保険業と実質的に同一のものであると認められなければ、認可をしてはならないこととする。(平成17年改正法附則第4条第11項~第19項関係)

4. 監督規定

- (1) 認可特定保険業者の目的、事務所の所在地その他特定保険業に関する事項に係る定款変更、事業方法書等の変更を行う場合には、行政庁の認可を要することとし、変更前に行っていた特定保険業と実質的に同一のものであると認められなければ、認可をしてはならないこととする。

(平成17年改正法附則第4条第1項、第2項、第8項、第9項関係)

- (2) 認可特定保険業者は、事業年度ごとに、業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならないこととする。
- (3) 認可特定保険業者に対する報告徴求、立入検査、業務改善命令、業務停止命令、認可取消し等の監督に関する所要の規定を整備することとする。

(平成17年改正法附則第4条第1項・第2項関係)

- (4) 行政庁は、認可特定保険業者の経営の健全性を判断するための基準を定

めることができることとする。(平成17年改正法附則第4条第10項関係)

5. 募集規制

認可特定保険業者の保険契約に係る保険募集について、顧客に対する説明、保険契約の締結等に関する禁止行為、保険契約の申込みの撤回等に関する規定を整備することとする。(平成17年改正法附則第4条の2関係)

6. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 その他

1. 行政庁等

(1) 平成17年改正法附則における行政庁は、次に掲げる者とする。

旧民法第34条の規定により設立された法人については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第95条の規定によりなお従前の例により当該法人の業務の監督を行っていた行政機関

に掲げる法人以外の法人については、内閣総理大臣

(平成17年改正法附則第34条の2第1項関係)

(2) 平成17年改正法附則における主務省令は、内閣総理大臣及び上記(1)

に規定する法人の業務の監督に係る事務を所掌する大臣が共同で発する命令とする。 (平成17年改正法附則第34条の2第2項関係)

2. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。(附則第1条関係)

3. その他所要の経過措置等を定めることとする。